

官製談合事件検証に係る報告書および再発防止策に係る意見書

令和4年3月

多賀町

目次

1. はじめに	1
2. 多賀町官製談合事件等検証会議	2
3. 事件発生の要因と審議方針	3
4. 事件の概要及びその後の経緯	3
5. 多賀町の課題と再発防止策	8

1. はじめに

令和3年9月16日、多賀町地域整備課の職員が「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反」および「公契約関係競売入札妨害容疑」で逮捕され、10月6日に起訴、12月23日に有罪判決を受けるという事件が発生しました。今回の不祥事件により、町政に対する町民の信用と信頼を大きく損なうことになったことを、町長をはじめ全職員が重く受け止めなければなりません。

今後、同様の事案を発生させないため、本事件に係る原因を検証し、再発防止に係る具体策を策定するため、有識者、関係者等から幅広く意見を聴取することを目的として多賀町官製談合事件等検証会議が設置され、同会議において検証を進めてきました。

本事件から町民の信頼を回復するためには、誰もが不祥事を起こし得るという前提に立ち、入札制度の改善や監視体制の強化、組織風土・業務の改善の取組を徹底することが必要です。こうした取組みとともに、多賀町が組織として、また、職員一人ひとりが、より一層、職務の公正公平な執行に努め、継続していくことが重要です。

今後、多賀町において再発防止策の具体的な取組みについて真摯に検討し、実施されることで、公正、公平で、透明性の高い入札および契約を実現し、町民の信頼回復に寄与されることを強く希望します。

令和4年3月29日

多賀町官製談合事件等検証会議

会長 横山 幸司

2. 多賀町官製談合事件等検証会議

(1) 委員構成

(50音順・敬称略)

氏名	所属等	役職
桐山 郁雄	しろまち法律事務所 弁護士	
土田 勝一	前多賀町教育委員 教育長職務代理者	職務代理者
藤 崇之	藤公認会計士事務所 所長	
横山 幸司	国立大学法人 滋賀大学 教授	会長
山崎 彰吾	滋賀県湖東土木事務所 所長	
若林 吉郎	元彦根市 危機管理監	

(任 期)

令和3年10月28日から官製談合事件検証に係る報告書および再発防止策に係る意見書提出日(令和4年3月29日)まで

(2) 開催状況

	年月日	内容等
第1回	令和3年 12月22日(水)	<ul style="list-style-type: none">・委嘱状交付(多賀町長より6名の委員を委嘱)・会長の互選、職務代理者の指名 (会長 横山幸司、職務代理者 土田勝一)・多賀町官製談合事件等検証会議について・事件の概要 (事件後の経過および町の対応について説明)・今後の検証方法
第2回	令和4年 1月31日(月)	<ul style="list-style-type: none">・事件の概要および経過について・官製談合再発防止に係る職員実態調査(アンケート)結果報告および多賀町官製談合事件にかかる事情聴取書について・課題と再発防止策の方向性について
第3回	3月2日(水)	<ul style="list-style-type: none">・事件検証に係る報告書および再発防止策に係る意見書(素案)について
第4回	3月29日(火)	<ul style="list-style-type: none">・事件検証に係る報告書および再発防止策に係る意見書(案)について

3. 事件発生の要因と審議方針

官製談合防止法違反等の容疑で入札当時、多賀町地域整備課課長補佐であった者（「以下前課長補佐」という。）が逮捕された事件について、令和3年10月28日付けで、町長より、事件発生の要因と再発防止策についての提言を行うよう諮問を受けたところです。

犯罪の調査権を持たない当委員会が、前課長補佐の行為や事実関係を究明することは難しいものと考えます。しかし、前課長補佐が逮捕・起訴されたことは事実であり、このような事件の再発防止の為、「入札制度について改善する点があったのではないか」、「組織・業務のあり方に問題があったのではないか」、「職員における公務員倫理の欠如や組織風土に問題あったのではないか」の三つの視点から検証を行い、課題を抽出してこれに対する再発防止策を提言することにしました。

4. 事件の概要及びその後の経過

(1) 事件の概要

令和3年3月23日に執行された令和2年度（建工）第24号 霜ヶ原高橋補修工事の指名競争入札において、多賀町地域整備課の職員が本件入札前の3月18日頃、落札業者の元社長に予定価格（非公開情報）が2,000万円（税込み）未満である旨を教示し、多賀町役場2階大会議室において執行された前記入札において、実際の予定価格1,812万円（税抜き）に近接した金額1,770万円（税抜き）で入札させて、本業務を落札させた。

その後、当該職員は、入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為を行ったとして、令和3年9月16日、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反」および「公契約関係競売入札妨害容疑」で逮捕され、10月6日に起訴、12月23日に大津地方裁判所において有罪判決を受けた。

なお、漏洩先である落札業者の元社長についても、公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕、起訴され、有罪判決を受けている。

(2) 本事件の裁判について

○事件名 令和3年（わ）第363号

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、公契約関係競売入札妨害被告事件

○公判経過

第1回公判 令和3年12月2日（木）

①公訴事実（概略）

被告人（前課長補佐）は、多賀町役場地域整備課課長補佐として建設工事の設計および工事監理に関する職務に従事していた。

被告人（元社長）は、土木建築会社の代表取締役として会社経営に従事していた。

第1 被告人は、令和3年3月23日に執行された令和2年度（建工）第24号霜ヶ原高橋補修工事の指名競争入札において、3月18日頃、多賀町役場庁舎内で元社長に、予定価格（非公開情報）が2,000万円（税込）未満である旨を教示し、多賀町役場2階大会議室において執行された前記入札において、入札等に関する秘密を教示することにより、実際の予定価格1,812万円（税抜）に近接した金額1,770万円（税抜）で当該会社に入札させ、入札等の公正を害すべき行為を行った。

第2 被告人は、令和3年3月23日に執行された令和2年度（建工）第24号霜ヶ原高橋補修工事の指名競争入札において、3月18日頃、第1記載のとおり、前記前課長補佐から、前期予定価格の教示を受け、3月23日に執行された前記入札において、第1記載のとおりに入札させて同工事を落札させ、入札等の公正を害すべき行為を行った。

罪名及び罰条

第1 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反 同法8条

公契約関係競売等妨害 刑法96条の6第1項、刑法第60条

第2 公契約関係競売等妨害 刑法96条の6第1項、刑法第60条

②動機等

【被告（前課長補佐）】

（検察側冒頭陳述）

- ・平成14年（2002年）頃には談合が行われ、情報漏えいが常態化していた。
- ・被告（元社長）から商品券、中元、現金などを受け取っていた。

（弁護側被告人質問）

- ・今回の工事は補助事業であり、返金できない。見返りは求めておらず、予算を消化するために予定価格に近い金額を教えた。
- ・補助金に合わせて予算が組まれており、予定価格イコール予算なら（教えても）よいだろうということで価格を教えた。

（検察側被告人質問）

- ・業者の談合があり、落札予定者が設計者に聞くという風習が原因の一つとなっており、流された。

（裁判官被告人質問）

- ・相談しても自分で判断するように言われると思い、上司に相談しなかった。

【被告（元社長）】

（弁護側被告人質問）

- ・談合で順番が決まっていた。他の業者に迷惑をかけたらいけないと思ってやった。
- ・前課長補佐とは、特別親しかったわけではないが、相談を受けたり、ある程度は親しかった。

- ・会社の利益を考えてやった。
(裁判官被告人質問)
- ・被告(前課長補佐)からは仕事上のこと、施工方法などを相談された。
- ・6年程工業会の会長をしていて、談合をやめると言えなかった。
- ・滋賀県は多く、竜王町もあったが、事実を知ったのはこの前。認識が薄かった。他人事だった。

③求刑

被告(前課長補佐) 1年6月

被告(元社長) 1年

※起訴内容を認め即日結審

○判決 令和3年12月23日(木)

①主文 被告人(前課長補佐)を懲役1年6月に処する。

被告人(元社長)を懲役1年に処する。

被告人両名に対し、この裁判が確定した日から3年間それぞれこの刑の執行を猶予する。

②理由(概略)

本件は、多賀町役場地域整備課課長補佐として、同町が発注する土木工事の設計等に従事する被告人(前課長補佐)と、土木建築工事を営む会社の代表取締役であった被告人(元社長)が、共謀のうえ、多賀町が執行した橋梁補修工事にかかる指名競争入札に関し、入札の秘密事項である工事の予定価格に関する情報を教示し、あるいは教示を受けて当該会社に本件工事を落札させたという事案である。

被告人(前課長補佐)は、予定価格を税込で2,000万円未満であることを教示し、被告人(元社長)はこれに基づき本件入札を行い、予定価格に極めて近接した金額で本件工事を当該会社に落札させた。

このような犯行は、指名競争入札の意義を忘却させ、行政の公正さや町民の信頼を損ねるものである。予定価格そのものを教示してはいないものの、97.6%の高い落札率や落札額に照らし、その結果は軽視できるものではない。

被告人両名は、以前から工事の予定価格に関する情報を教示し、その見返りに現金、商品券等を供与する不適切な関係を築いており、このような関係を背景に行われた本件犯行は常習的で悪質である。

被告人(前課長補佐)は、国の補助金事業である本件工事では、国からの交付額と最終契約金額との差額があれば国に差額分を返還しなければならないが、そのことは予定価格に関する情報を漏えいすることに何ら正当化できるものではない。

多賀町役場では業者への遺漏が常態化していたことがうかがわれるが、町長や上司か

ら指摘され、一旦は関係性を見直していながら、なお不適切な関係を再開し、本件に至った。公務員の職責や法令順守に対する意識の低さがうかがわれ、官製談合防止法の趣旨に鑑みると、被告人（前課長補佐）の刑事責任は重い。

しかし、当初から素直に捜査に応じ、当法廷でも真摯な反省の態度を示している。本件により公務員の職を失う見込みだが、家族の支えのもと更生の意欲を示している。

被告（元社長）は、自ら聞きだし相応に不当である。しかし、当初から素直に捜査に応じ、すでに会社から退いており、家族が監督し、当法廷でも真摯な反省の態度を示している。

これらを考慮し、懲役刑を科した上で猶予することにした。

（3）事件後の経過および町の対応

期 日	事 項
令和3年 9月 16日 (木)	多賀町地域整備課課長補佐逮捕
	20:00 議会への報告
9月 17日 (金)	7:00 緊急課長会
	9:00 記者会見（町長・副町長）
	10:00 警察による捜索
	16:30 緊急職員訓示
	町長コメント発表（町ホームページに掲載）
9月 19日 (月)	警察による関係職員への聴き取り（10月6日まで）
9月 22日 (水)	受託業者指名停止（4ヶ月間）
10月 1日 (金)	令和3年度第11回多賀町建設工事契約審査会において、指名競争入札を当面取りやめることを決定。条件付一般競争入札で執行することを前提に企画課で試案を作成することを確認

10月	6日	(水)	課長補佐起訴	
10月	9日	(土)	課長補佐休職処分	
10月	21日	(木)	職員コンプライアンス研修の実施	
10月	28日	(木)	多賀町官製談合事件検証会議の設置（委員委嘱日）	
10月	29日	(金)	令和3年度第12回多賀町建設工事契約審査会において、当面の入札執行について条件付一般競争入札で執行することに決定	
12月	2日	(木)	第1回公判	
12月 ～12月	9日 16日	(木) (木)	官製談合再発防止に係る職員実態調査アンケートの実施	
12月	15日	(水)	霜ヶ原高橋補修工事指名競争入札業者への聴き取り	
12月	22日	(水)	第1回多賀町官製談合事件検証会議の開催	
12月	23日	(木)	多賀町地域整備課職員に有罪判決が下る 多賀町地域整備課職員懲戒免職処分	
12月	27日	(月)	町議会臨時会において町長・副町長給与減額の可決	
令和4年	1月	31日	(月)	第2回多賀町官製談合事件検証会議の開催
	3月	2日	(水)	第3回多賀町官製談合事件検証会議の開催
	3月	29日	(火)	第4回多賀町官製談合事件検証会議の開催

5. 多賀町の課題と再発防止策

(1) 入札制度の改善

①競争性・公正性・透明性の高い入札方式の実施

事件発生時、多賀町の指名競争入札は、「多賀町建設工事指名基準」に基づき選定された固定化したメンバーでの入札がほとんどで、さらにあらかじめ入札参加業者を公表しており、業者同士の談合に担当者が巻き込まれやすい入札制度になっていた。

今回の事件を受け、町は暫定的な措置として、令和3年11月から建設工事・業務委託において、電子入札による条件付一般競争入札を実施している。電子入札は、業者同士や業者と職員の接触する機会を減らすことができ、さらに条件付一般競争入札は入札参加資格に一定の条件（地域要件等）を付した上で、当該条件を満たす全ての入札参加希望者を受けつける入札方式であり、談合防止に有効な方法であると考えられるので、今後も当方式の実施に努められたい。

物品・役務の入札については、事件後、郵便入札を行っている。郵便入札は、電子入札と同様に、業者同士や業者と職員の接触機会を減らすことができるので、今後も物品・役務については郵便入札の推進を図られたい。

②予定価格の事前公表・変動型最低制限価格の導入

多賀町では、予定価格の事後公表を採用しているが、職員実態調査において明らかになったように、入札参加業者が設計金額などの入札情報を聞き出そうとする職員への働きかけがあった。事前公表に変更すれば、今回起こったような不正は防ぐことができると考えられる。もっとも、事前公表をした場合、競争原理が働かなければ落札価格が高止まりになること、建設業者の積算能力を損なわせることなどのデメリットもある。予定価格の事前公表の実施の適否については、そのメリットとデメリットを踏まえ十分に検討されたい。

また、最低制限価格について、多賀町では中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを参考に独自モデルを設定して運用しているが、事後公表された予定価格から最低制限価格を類推しにくくするとともに、官製談合の可能性を排除するためにも、中央公共工事契約制度運用連絡協議モデルが定める範囲内での変動型最低制限価格制度の導入も検討されたい。

③随意契約の透明性向上への取組み

契約にかかる不正行為は入札だけではなく、随意契約でも起こりうる。随意契約によることができるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号で定められる場合に限られ、特に一者随意契約の場合、より合理的な理由が必要である。随意契約とする理由を公表し、さらに入札監視委員会等の第三者機関に諮ることで透明性の向上に努められたい。

④小規模工事における指名業者選定基準の明確化

職員実態調査において、小規模工事などで、仕事を円滑に進めるため特定の業者だけを

選定したことがあると答えた職員がいるが、小規模工事における指名業者の選定基準が定まっていないことに起因する。工事の規模に関わらず、公平性、透明性の確保のためには指名業者の選定基準を明確に定める必要がある。

(2) 監視体制の強化

①入札監視委員会等の第三者機関の設置

多賀町では、事件前までは入札結果が紙媒体により入札担当課窓口で公開されるのみで事後にその内容を調査・検証する体制が整っておらず、透明性が高いとは言えない状態であった。入札および契約の公正性、透明性を確保するために、第三者の目で入札および契約をチェックする入札監視委員会等の設置を検討されたい。

②公益通報対応体制の整備

職員実態調査において、入札情報について問い合わせを受けたことのある職員は、ほとんど上司に報告できていなかったことがわかった。外部からの働きかけについては、上司に報告することを徹底させる必要があるが、匿名で相談できる役場外部の内部通報窓口（公益通報窓口）を設けることで、不正行為や法令違反などを相談しやすい環境を作ること重要である。不正行為等を通報する窓口の設置を職員に周知するとともに、改正公益通報者保護法の施行に伴う内部通報対応体制および内部規程の整備を推進されたい。

③相互牽制の仕組みづくり

一人で対応したときに業者等からの働きかけがされやすくなる。業者への対応を一人で行わないよう徹底することも必要だが、多賀町のような小規模な自治体では職員の人数が限られており、やむをえず一人の対応となる場合は事前および事後の報告を徹底させる必要がある。

また、小規模な自治体では、一人が複数の業務を担当し、業務を一人で抱え込みになりがちであるが、複数人が関与することによって情報を共有する仕組みを作ることが必要である。

(3) 組織風土・業務の改善

①入札・契約業務のマニュアル整備や研修の実施

多賀町では官製談合防止法を含めた入札・契約事務に関するマニュアル等の整備が行われておらず、入札・契約事務に関する研修も実施されていない。今回の事件を受けて、官製談合防止法を含めた入札・契約事務に関する規範意識の醸成・高揚を図る必要があり、法令に基づき職員が守るべきルールを明文化するマニュアルの整備が必要である。

また、入札・契約事務に対する知識や理解不足から、不適切な事務処理を行ってしまう場合も考えられ、人事異動後早期のタイミングでの初任者に対する入札・契約に関する研修も重要である。

②公務員倫理やコンプライアンス推進への取組み

今回の事件は、多賀町職員が関係事業者等との接触等に関し遵守すべき事項をより明確にした多賀町職員倫理規程（平成14年多賀町訓令第1号）が遵守されておらず、公務員倫理に対する意識の欠如があったと考えられる。

多賀町では公務員倫理に関する研修がほとんどされていない状況であるため、新人職員研修や職員階層別研修だけでなく、契約に関わる職員など対象者を広げた研修が必要であり、さらに研修を行うだけでなく、職員の公務員倫理・コンプライアンスに対する意識の把握と醸成のため、定期的なアンケートや個別面談を実施することが有効である。

コンプライアンスにおいては、法令順守以外に、法令や規則等に規定のない社会規範、ルール、マナーをわきまえ、全体の奉仕者として、公正・誠実に職務を遂行し、説明責任を果たすことが求められる。

職員一人ひとりが高い倫理意識を持って誠実かつ公平な職務の遂行を推進するため、コンプライアンス推進体制の整備について検討されたい。

③組織風土改革の推進

職員が同じ業務を長期間担当することにより、当該職員と業者との馴れ合いが生じたり、職場内の人間関係が固定化され、閉鎖的な組織風土が生まれたりするなどの弊害が生じる場合がある。人材育成や組織活性化のためにも、定期的な人事異動は必要である。

また、職員実態調査において職場内のコミュニケーション不足や管理職のマネジメント能力の不足がうかがわれる。コンプライアンス意識の向上はもとより、人材育成、風通しの良い職場づくりを総合的に行うことが必要である。

④事務の見直し、効率化の推進

業務多忙によるコミュニケーション不足や人手不足による業務の属人化などによって、不正行為が発生する可能性がある。事務の見直しや効率化を図ることで、職員の負担軽減に取り組むことが必要である。A I（※）やR P A（※※）を活用し、デジタル化を推進することも有効である。

※A I（アーティフィシアル・インテリジェンス）・・・人間の知能を人工的に再現すること。

※※R P A（ロボティック・プロセス・オートメーション）・・・人間に代わり、パソコン上の操作を自動で代替すること。